

理 由 書 (3・4・5号寺町薬師堂線)

釜石市の中心市街地である東部地区は、東日本大震災による大津波により壊滅的な被害を受けており、早期復興が必要となっている。

釜石都市計画道路3・4・5号寺町薬師堂線は、大渡町一丁目の釜石幼稚園前を起点に大渡二丁目の釜石都市計画道路3・6・23号只越鳥ヶ沢線までの延長150m、幅員20mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線の沿道の大町地区では、再度津波に襲われた場合でも都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成し、東部地区の復興を先導するために津波復興拠点整備事業を予定している。

本路線は復興まちづくりにおいても釜石市の幹線道路としての役割を担い、大町地区の津波復興拠点整備事業の根幹となる街路であり、地区の土地活用の利便性を向上させるため、起点の位置を変更するものである。

なお、廃止する区間については、当地区の賑わいを高めるため、津波復興拠点整備事業にて整備される大町地区と地区外の商業施設とを結ぶ連絡路を整備することとしている。

理 由 書 (3・4・11号只越鳥谷坂線)

釜石市の中心市街地である東部地区は、東日本大震災による大津波により壊滅的な被害を受けており、早期復興が必要となっている。

釜石都市計画道路3・5・11号只越鳥谷坂線は、釜石市只越町二丁目の釜石都市計画道路3・4・6号釜石駅東前線を起点に、只越町三丁目を経由して天神町の市道天神町1号線までの延長350m、幅員12mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線の沿道の只越地区では、再度津波に襲われた場合でも都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成し、東部地区の復興を先導するために津波復興拠点整備事業を予定している。

本路線は復興まちづくりにおいても釜石市の幹線道路としての役割を担いとともに、避難経路として津波発生時にいち早く高台に避難を行う街路としての役割も担う。

そのため、円滑な自動車通行及び歩行者等の安全な通行を確保するため、代表幅員を既決定の12mから16.5mに変更するものである。

理 由 書 (3・6・22号只越学校前線)

釜石都市計画道路3・6・22号只越学校前線は、釜石市只越町二丁目の3・4・6号釜石駅東前線を起点に、大町一丁目を経由して大渡町二丁目の3・6・23号只越鳥ヶ沢線までの延長880m、幅員10mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線の沿道の大町地区、只越地区では、再度津波に襲われた場合でも都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成し、東部地区の復興を先導するために津波復興拠点整備事業を予定している。

本路線起点部の交差点北側にある釜石都市計画道路3・5・11号只越鳥谷坂線の代表幅員を既決定の12mから16.5mに変更し、また、円滑な自動車の通行を確保するため、本路線の起点から一部区間の幅員を10mから16.5mに変更するとともに、一部区域の変更をするものである。